

『岩手大学教育学部研究年報』掲載論文の岩手大学リポジトリへの提供許諾要件

(目的)

1. 出版社あるいは共著者等との権利関係において支障のない『岩手大学教育学部年報』および『岩手大学学芸学部研究年報』(以下、『研究年報』という。)掲載の著作物を、岩手大学学術情報公開専門委員会策定の「岩手大学リポジトリの運用指針」に従い、岩手大学情報メディアセンター図書館の「岩手大学リポジトリ」に電子的に蓄積・保存し、岩手大学内外に無償で公開することにより、教育・学習活動を支援し、学術研究の振興に貢献することを目的とする。

(電子的公開)

2. 岩手大学教育学部は、岩手大学学術情報公開専門委員会に委託し電子化された著作物を岩手大学リポジトリのサーバー上に複製し、その複製物(以下、「電子データ」という。)をネットワークを通じて全文公開する。
3. 電子データは、書誌的情報等により検索可能とする。

(全文ダウンロード・出力)

4. 岩手大学リポジトリに保存した『研究年報』の電子データを、利用者が全文ダウンロードあるいは出力することを認める。

(電子データの利用条件)

5. 岩手大学教育学部は、電子データの利用に際し、次の事項を遵守する。
a) 許諾著作物の内容を変更しないこと。ただし、上記 3. で規定した技術的環境において適切に表現できない部分は、省略又は他の代替物に置換する場合がある。
b) 著作者名及び著作権に関する表示を行うこと。
c) 公開にあたり、利用者に対して、著作権法を遵守した利用を行なうよう下記の内容を周知すること。
「著作物の利用にあたっては、原則として著作権者に許諾を得なければならない。ただし、引用利用や私的使用目的での複製など、著作権法に定める権利制限規定の範囲内の利用については、著作権者に許諾を得る必要はない。」
6. 上記 4. で規定した電子データの利用についての対価は無償とする。
7. 岩手大学教育学部は、利用者が電子データを利用した結果について、その責任を負わない。

(著作物の利用許諾の範囲等)

8. 利用許諾者(以下、「許諾者」という。)は、岩手大学教育学部に対して、学術成果物の電子公開のために著作権のうち「複製権」及び「公衆送信権」を無償で利用することを許諾する。
9. 上記 8. で規定する許諾には、電子公開の必要性から、岩手大学情報メディアセンター図書館ならびに国立情報学研究所を含む関係部局・機関の利用許諾を含むものとする。
10. 許諾者以外に著作権者が存在する場合(例えば、著作権者が複数の場合、又は当該論文に許諾者以外の

者が開発したコンピュータ・プログラムが含まれる場合等)は、許諾者はあらかじめ他の著作権者からの利用許諾を得ておくこと。

11. 当該論文の利用に際して第三者との紛争が生じることのないよう、許諾者はあらかじめ関係者との調整等を行っておくこと。(例えば、当該論文がすでに他の出版社から公表されている場合等。)

(利用許諾要件の変更)

12. 公開の許諾要件の変更を希望する場合は、許諾者はその理由を付して、許諾要件の変更を申請することができる。

(公開の中止)

13. 公開の中止を希望する場合は、許諾者はその理由を付して、公開の中止を申請することができる。

14. 公開に不適切な事実が認められた場合は、岩手大学教育学部は中止の理由を付して、許諾者に公開の中止を通知し、公開を中止することができる。

(その他)

15. この許諾書に記載されていない事項については、必要に応じて、許諾者と岩手大学教育学部の間で別途協議することとする。

なお、『研究年報』第65巻(2006年発行)以前の掲載論文については、教育学部への著作権の譲渡・移転を伴うものでなく、岩手大学リポジトリへの掲載を通じた電子公開のための許諾とする。『研究年報』第66巻(2007年発行)以降の掲載論文については、著作権のうち「複製権」と「公衆送信権」は岩手大学教育学部に帰属しているため、著作者自身が論文を著書等にまとめて再録する場合には、教育学部の許諾を得るものとする。(上記、「複製権」と「公衆送信権」の譲渡は、専ら論文を岩手大学リポジトリに掲載するためのものであり、著作者自身による著作物の再利用を妨げるものではない。)

岩手大学リポジトリへの論文掲載に関する問い合わせ等は、下記連絡先へお願いいたします。

〒020-8550 盛岡市上田3丁目18-33 岩手大学教育学部教育研究推進委員会

TEL: 019-621-6504 Fax: 019-621-6600 E-mail: edujim@iwate-u.ac.jp